

発行:ヨシムラ社会保険労務士事務所

〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘1-17-16

TEL / FAX 049-277-6010 email yoshimura@yoshimura-sr.com

発行日:2009年9月1日

### 注目 トピックス

## 過労死を労災と認める判決・過労死による 損害賠償を企業に求める判決が増えています！

7月28日、東京高裁で偽装請負・過労自殺で約7,060万円の支払いを企業に命じる判決が出ました。そのほか、過労死を労災と認める判決が最近、特に増えています。不況の影響で人員削減するなか、残った社員に過度の負担が生じているケースもあります。

### ニコン 偽装請負・過労自殺訴訟 約7,060万円支払い命令 (2009/7/28のニュースから)

ニコンの工場に派遣されたアテスト(旧:ネクスター)の元社員の自殺をめぐる訴訟の控訴審判決が東京高裁でありました。1審に続いて「過労自殺」を認め、1審判決より賠償額を増額し、7,058万円の支払いを命じました。

実質的な派遣労働者の過労自殺が高裁レベルで認められたのは初めてです。

亡くなった元社員は製品の最終検査を担当し、1999年3月に自殺しました。昼夜交代勤務で同1月は時間外労働が77時間に上り、同1~2月には15日間連続勤務をしていたことなどから、高裁は「業務が原因でうつ病になり自殺した」と認定しました。

### 佐川急便「過労自殺は労災」 逆転裁決 (2009/8/4のニュースから)

佐川急便で派遣社員として働いていた元社員が過労によるうつ病が原因で自殺したとして、母親が仙台労働基準監督署に請求した労災申請について、労働保険審査会は3日、仙台労基署の不認定を取り消し、労災を認める逆転の裁決をしていたことがわかりました。同審査会が逆転裁決を下すのは異例ということです。

審査会の裁決書などによると、亡くなった元社員は遅くとも2006年2月までにうつ病になり、同年3月、自宅で自殺しました。自殺前の約1年間は1か月あたり100時間を超える時間外労働を続けていたといいます。

母親は、9,335万円の損害賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしていて、いまだ係争中です。

### 企業としてどんな対策が必要か？

必要な対策はいくつもありますが、まずは下記の3つを徹底しましょう。

1. 時間外労働が月100時間または2~6か月平均で月80時間を超えている労働者には、産業医の面接による保健指導を受けさせましょう。

2. 高血圧や心臓病、脳血管障害といった突然死を引き起こす可能性のある病気を持っている人には特に注意を

し、長時間勤務や夜勤の制限、職種の変更、適正配置を徹底しましょう。

3. メンタル不全の場合、早期発見が大切です。直属の上司が、「ミスが増えた」「発言が減った」「遅刻が増えた」など、初期のサインを発見し、治療へ導くことができるよう、管理職の研修を行うのも効果的です。

### 労災の判断指針変更にも注意

労災の心理的負荷による精神障害等にかかわる業務上外の判断指針に、職場におけるひどい嫌がらせ、いじめ、

または暴行を受けたこと(強度Ⅲ)、複数名で担当していた業務を一人で担当するようになったこと(強度Ⅱ)など

が追加されていますので、判断指針の内容もチェックしておく  
といいでしょう。

さらに詳しいことを知りたい方は、当事務所まで  
お問い合わせください

## 知っ得情報

# 「個人情報保護法」を もっと理解しましょう！

パソコンやインターネット、携帯電話やメールが普及し、世の中はたいへん便利になりましたが、一方では、情報を容易に入手できるようになり、個人情報ははじめとするさまざまな情報が適正に取り扱われないケースも増えました。そこで、2005年4月から個人情報を守るために「個人情報保護法」が施行されました。

では、「個人情報保護法」のもとでは、どのような行為が許され、どのような行為が罰則対象になるのでしょうか？今回は、個人情報保護法についてよくある質問にお答えします。

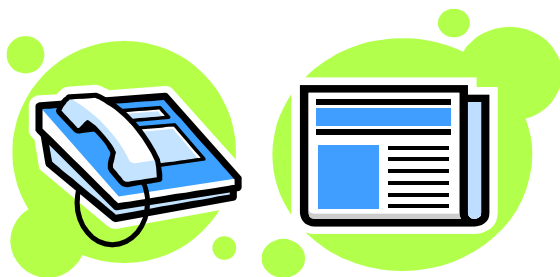
### CASE1 個人リストをもとに電話営業を してもいいですか？

**Q.** 電話による営業を行いたいのですが、使用しているリスト（個人情報）と、使用してはいけないリスト、どう区別すればいいのですか？

**A.** 電話を受けてもいいと了承している方に電話をするのはかまいませんが、了承していない方の個人情報（リスト）をもとに電話営業を行うと問題になります。

個人情報保護法では、「個人情報の本人が了承していない情報の使い方はできない」と定められています。ですから、個人情報の入手先について慎重に判断をして業務を行う必要があります。

なお、タウンページ（電話帳）を見て電話営業をすることは問題ないとされています。



### CASE2 インターネットの情報をもとに 営業してもいいですか？

**Q.** ホームページに載っている個人情報をもとに、DMを送ったり、電話営業しても、問題ないですか？

**A.** インターネットのホームページ上などで情報を取得した際は、「インターネットで情報を取得したこと」と「その情報の利用目的」を通知する必要があります。その行為をしないと、問題になります。ですから、DMにその旨を書き添えたり、電話営業の際にそのことを伝えるといいでしょう。

### CASE3 いただいた名刺をもとに 営業してもいいですか？

**Q.** 会合などで名刺交換した方あてにDM送付や電話営業をしても問題ないでしょうか？

**A.** 名刺をいただく際に、名刺の情報をもとに何かをお送りする、またはご連絡をさしあげるなどのお断りを事前に入れておけば、基本的に問題になることはありません。ただし、ご本人から「今後は営業の連絡はしないでほしい」と申し出があった場合は、それ以降の営業活動は控えましょう。一度お断りいただいた方に再度同様の連絡をすると、個人情報保護法の違反を問われる可能性があります。

お仕事  
カレンダー

9月

September

9/10 一括有期事業開始届（建設業）の提出  
主な対象事業：概算保険料160万円未  
満でかつ請負金額が1億9000万円未  
満の工事  
8月分の源泉所得税・住民税特別徴収  
税額の納付

9/31 8月分健康保険・厚生年金保険料の納付  
7月決算法人の確定申告・翌年1月決算  
法人の中間申告  
10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の  
中間申告

あとがき◆当事務所より